

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2307266 号
令和 5 年 7 月 26 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 3 月 28 日付け令 04 原機（峠）164（令和 5 年 7 月 6 日付け令 05 原機（峠）042 をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 1 号に定める加工の事業の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 22 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、平成 30 年 4 月 25 日の平成 30 年度第 5 回原子力規制委員会です承された「ウラン加工施設に対する規制の進め方について」の「3. ウラン加工施設に係る廃止措置計画への対応」に従い、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を参考として判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 22 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う職位の追加

管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類等）又は使用された物品（工具類等）である廃棄物のうち、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）を管理する職位について、各職位の業務ごとの円滑な運営を図るため、施設管理課長に加えて、廃止措置推進課長及び安全管理課長を追加する。

2. 施設管理の運用に係る規定の変更

- ① 品質マネジメント活動の一部として実施している施設管理の有効性評価及び改善について、保安規定での明確化を図る。
 - ② 個別に策定している施設管理に必要な設備保全整理表及び検査要否整理表について、効率的な運用を図るため、施設管理実施計画に含めた運用とする。
3. 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定実施者の変更に伴う線量計測定装置の管理区分の変更
- 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、外部機関への委託に変更することに伴い、当該測定に用いる線量計測定装置の管理区分から、被ばく管理を削除し、周辺監視区域及びセンター外における線量測定のみに変更する。
4. 一時管理区域を設定する際の区画及び標識の設置を明確化する変更
- 一時管理区域を設定する際の区画及び標識の設置について、保安規定での明確化を図る。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１．原子炉等規制法第２２条第２項第１号

規制庁は、本申請について、廃止措置を行う者の職務及び組織等が、加工の事業の許可又は変更の許可を受けた本加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等によるものでないとは認められないことから、原子炉等規制法第２２条第２項第１号に該当しないと判断した。

Ⅲ－２．原子炉等規制法第２２条第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和４１年総理府令第３７号。以下「加工規則」という。）第８条第２項各号の事項及び当該事項に関する審査基準に照らして、核燃料物質による災害の防止上十分でないものであるとは認められないことから、原子炉等規制法第２２条第２項第２号に該当しないと判断した。

Ⅲ－２－１．放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う職位の追加

加工規則第８条第２項第４号（廃止措置を行う者の職務及び組織）に関する審査基準は、廃止措置を行う者の職務及び組織として、廃止措置段階の保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、加工規則第８条第２項第４号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務について、施設管理課長に加えて、廃止措置推進課長及び安全管理課長の職務として新たに定められていること。
- ② 放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長が適切な汚染防止対策が行われている等の確

認を行い、各職位の統括者が承認をすることを定めていること。

なお、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務以外の組織及び職務については、既認可から変更がないことを確認した。

Ⅲ－２－２．施設管理の運用に係る規定の変更

加工規則第8条第2項第19号（加工施設の施設管理）に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「保安措置等ガイド」という。）を参考として定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、加工規則第8条第2項第19号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 品質マネジメント活動の一部として実施している施設管理の有効性評価及び改善について、保安措置等ガイドを参考にして、保安規定において独立した条文として定めるとしていること。
- ② これまで施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表を分けて運用していたところ、施設管理の保全活動の実績を踏まえて、設備保全整理表及び検査要否整理表を施設管理実施計画の一部とする変更であり、加工施設の施設管理は、既認可から変更がないとしていること。

Ⅲ－２－３．放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定実施者の変更に伴う線量計測定装置の管理区分の変更

加工規則第8条第2項第11号（線量、線量当量、汚染の除去等）に関する審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）について定められていることを求めている。

規制庁は、本変更は、放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、外部機関への委託に変更することに伴い、当該測定に用いる線量計測定装置の管理区分から、被ばく管理を削除し、周辺監視区域及びセンター外における線量測定のみに変更するものであって、外部被ばく線量の測定の外部機関への委託は、保安規定の品質マネジメントシステムの調達プロセス等に基づいて品質を確保していくこと、その他放射線業務従事者等が受ける線量が線量限度を超えないための措置は既認可から変更がないとしていることを確認したことから、加工規則第8条第2項第11号に関する審査基準を満足していると判断した。

Ⅲ－２－４．一時管理区域を設定する際の区画及び標識の設置を明確化する変更

加工規則第8条第2項第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）に関する審査基準は、管理区域の設定等において実施すべき事項が定められていることを求めている。

規制庁は、本変更は、一時管理区域を設定する際の区画及び標識の設置を明確にするものであり、一時管理区域の設定及び措置並びに立入制限等は既認可から変更がないとしていることを確認したことから、加工規則第8条第2項第9号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化として、品質マネジメントシステム文書（二次文書）の付番の変更等が行われていることを確認した。